

香川県条例第11号

香川県精神保健福祉センター条例等の一部を改正する条例

(香川県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第1条 香川県精神保健福祉センター条例(昭和42年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び<u>援助</u>のうち複雑又は困難なものは困難なもの</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び<u>指導</u>のうち複雑又は困難なものは困難なもの</p> <p>(4)～(9) 略</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は<u>援助</u>の業務に従事した場合</p> <p>2 略</p>	<p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第11条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保健所又は精神保健福祉センターに勤務する心理判定員、精神保健福祉相談員又は保健師が精神障害者の社会復帰に関する相談又は<u>指導</u>の業務に従事した場合</p> <p>2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日1日につき290円とする。</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成19年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第2項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。